

事 務 連 絡
平成18年 6 月23日

各検疫所 御中

医薬食品局食品全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について

標記については、平成18年3月31日付け事務連絡にて通知したところですが、今般、タイ政府においてプロピコナゾールの違反事例の原因究明及び再発防止対策が図られたことから、同事務連絡の別表12を削除し、別表11を別添のとおりとするので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。